

令和5年度 技能労務職給料表の作成について

技能労務職給料表の本年の公民較差に基づく給与改定に関しては、この間の経過を踏まえ、行政職給料表の改定との均衡を考慮した改定を行うこととし、改定手法についても行政職給料表と同様とする。

[1級]

- ・行政職給料表1級及び2級との均衡を考慮し、初任給の基幹7号給までを8,500円の引上げ、次の基幹8号給から26号給まで改定率を0.21%ずつ通減させ、モデル昇給で40歳時点に適用される基幹27号給以上は定率である1.09%の引上げとした。

[2級]

- ・行政職給料表3級との均衡及び昇格時の昇格対応とのバランスを考慮し、基幹1号給は、1級の基幹22号給に対応するため5,000円の引上げとし、次の基幹2号給から5号給まで改定率を0.20%ずつ通減させ、基幹6号給以上は、1級のモデル昇給で40歳時点に適用される基幹27号給以上に対応するため、定率である1.09%の引上げとした。

[3級]

- ・行政職給料表4級との均衡を考慮し、基幹1号給以上は、2級のモデル昇給で40歳時点に適用される基幹6号給以上に対応するため、定率である1.09%の引上げとした。

次に、給料月額総額に対して、行政職給料表4級以下の平均改定率を乗じて得た額を、最終的な改定原資とした。

			技能労務職最終改定原資	
1,050,354,300	×	1.16%	=	12,184,110
給料月額総額		行政職給料表		
		4級以下平均改定率		

給料表構造を維持するための立上調整については、これまでどおりマイナスで行い、立上調整後、残った原資を最終調整に使用することとする。

立上調整の内容については次のとおりである。

○同一級内の昇給間差額（昇給カーブを現行から変更しないこと）

各級において同一級内のバランスを保つ観点から、新たな双山が発生しないように調整を行った。

1級は基幹17号給、18号給、35号給、36号給及び41号給から45号給までに、マイナス100円の調整を行った。

2級は基幹2号給から5号給まで、8号給、10号給から17号給まで及び22号給から24号給までに、マイナス100円からマイナス900円までの調整を行った。

3級は基幹3号給にマイナス200円、20号給にマイナス100円の調整を行った。

○昇格対応の維持調整（現行の昇格対応を変更しないこと）

2級は基幹1号給に、マイナス600円の調整を行った。

3級は基幹2号給に、マイナス200円の調整を行った。

残った原資の配分については、給料表構造を維持しつつ、次の順序で配分を行った。

① 立上調整（マイナス）を行った基幹号給に対して給料表構造を維持する範囲で復元。

1 級は基幹 15 号給から 19 号給まで及び 33 号給から 45 号給までに、プラス 100 円を配分。

2 級は基幹 1 号給から 24 号給までに、プラス 100 円からプラス 600 円までを配分。

3 級は基幹 1 号給から 3 号給までに、プラス 200 円を配分。

② 改定額が 3,000 円未満の基幹号給に対して 3,000 円になるよう 1 級基幹 27 号給から 36 号給までにプラス 100 円からプラス 300 円までを配分。

③ 上記①及び②で配分後の原資については、改定額、間差額及び昇格対応等を考慮した結果、1 級基幹 27 号給から 35 号給までにプラス 100 円からプラス 200 円、2 級基幹 5 号給から 9 号給までにプラス 100 円を配分。

最終改定原資の範囲内となるよう調整等を行った結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

(単位 改定額：円 改定率：%)

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1 級	1,664	8,500	6.31	3,000	1.09	3,378	1.26
2 級	1,409	5,000	2.10	3,700	1.09	3,307	1.08
3 級	500	3,300	1.16	4,000	1.08	3,807	1.08
平均	3,573					3,410	1.16

なお、再任用職員については、行政職給料表との均衡を考慮して平均改定率での改定を実施した。